

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表3の項を削る。

別表第1の3の表中「及び2の表」を「から3の表まで」に改め、同表を別表第1の4の表とする。

別表第1の2の表の次に次の1表を加える。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この表において「省令」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	省令第11条第1項の規定による通知カードの再交付	1件	500円
2	省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付	1件	800円

別表第4の1の表中「という。）」の次に「及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）」を加え、同表に次のように加える。

62	令第137条の16第2号に基づく 移転に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
----	--------------------------------------	----	---------

#### 附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の1の表の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の3の表の改正規定及び別表第1の2の表の次に1表を加える改正規定（2の項に係る部分を除く。） 平成27年10月5日
- (3) 別表第1の2の表の改正規定及び別表第1の2の表の次に1表を加える改正規定（2の項に係る部分に限る。） 平成28年1月1日

#### 提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料並びに建築基準法令の規定が適用されない既存不適格建築物を敷地外へ移転する際の認定の申請に係る手数料を新設すること等に伴い、所要の改正を必要による。